

(仮称) 認定こども園せつつあそびまち遊育園の利用定員の設定について

【本案件の趣旨】

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、保育所や認定こども園等の確認上の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、市の子ども・子育て会議の意見をお聴きする必要があるとされています。よって、令和4年度に新たに設置が予定されている施設の確認上の利用定員の設定について、ご意見をお聴きするものです。

次のとおり、令和4年4月1日に摂津市立せつつ幼稚園を民営化し、社会福祉法人桃林会が設置する幼保連携型認定こども園に移行する予定です。

令和3年度 摂津市立せつつ幼稚園

	1号認定		2号認定		合計	
	利用定員	(在籍数)	利用定員	(在籍数)	利用定員	(在籍数)
4歳児	60	(31)	—	—	60	(31)
5歳児	70	(47)	—	—	70	(47)
計	130	(78)			130	(78)



令和4年度 認定こども園あそびまち遊育園

	1号認定		2号認定		合計	
	利用定員	(在籍予定数)	利用定員	(在籍予定数)	利用定員	(在籍予定数)
4歳児	25	(4)	—	—	25	(4)
5歳児	35	(23)	5	(4)	40	(27)
計	60	(27)	5	(4)	65	(31)